

ワークライフバランス（一般事業主行動計画）

当社は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、社員が能力を発揮し、仕事と子育ての両立を図り、働きやすい職場環境の整備を行なうため、次の行動計画を策定します。

1. 計画期間

令和4年11月26日から令和9年11月25日(5年間)

2. 計画内容・目標

育児・介護休業法に関する事項の周知

<対策>

令和4年11月 結婚予定、結婚直後の女性社員に育児休暇、育児休業給付、
育児中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を行う
子どもの出生時に父親が休暇を取得できるように検討会を開催する
(配布済みの「育児・介護休業法規定」にもとづく)

令和5年1月 出産・子育てによる退職者の再雇用制度について検討会を開催する

令和5年2月 社内掲示による社員への周知

ノー残業デーを増やし、所定外労働時間の削減を図る

<対策>

令和4年12月 ノー残業デーを、年間12回から年間22回に設定する
(1月、2月、5~12月の10か月を月2回)

令和8年12月 年間24回(毎月2回)を目指す

令和5年1月 社内掲示による社員への周知(毎年1月)

}

令和9年1月

地域の生徒に対し、社内見学を受入れる体制を創る

<対策>

令和5年6月 受け入れ体制の検討会を開催する(毎年6月)

}

令和8年6月

令和5年7月 社内掲示による社員への周知(毎年7月)

}

令和8年7月